

議案第4号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり議決を求めます。

令和4年8月8日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

高等学校の適正な運営を図るため、収容定員を改める。

2 規則案の概要

- (1) 鳥取商業高等学校において、令和3年度に商業学科商業科5学級であったものを1学級減としたことにより、収容定員を改めたこと。
- (2) 青谷高等学校において、これまで総合学科3学級であったものを1学級減としたことにより、収容定員を改めたこと。
- (3) 岩美高等学校において、これまで普通学科普通科3学級であったものを1学級減としたことにより、収容定員を改めたこと。
- (4) 鳥取中央育英高等学校において、これまで普通学科普通科4学級であったものを1学級減としたことにより、収容定員を改めたこと。
- (5) 米子東高等学校において、令和3年度に普通学科普通科8学級であったものを1学級減としたことにより、収容定員を改めたこと。

3 規則案の概要

- (1) 高等学校の収容定員を次のとおり改める。

名称	課程名	学科名		収容定員	
				現行	改正後
鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	494人	456人
青谷高等学校	全日制課程	総合学科		342人	304人
岩美高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	342人	304人
鳥取中央育英高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	480人	440人
米子東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	880人	840人

- (2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
1 高等学校							1 高等学校						
名称	課程名	学科名		修業 年限	収容 定員	所在地	名称	課程名	学科名		修業 年限	収容 定員	所在地
略							略						
鳥取商 業高等 学校	全日制 課程	商業学 科	商業科	3年	<u>456人</u>	略	鳥取商 業高等 学校	全日制 課程	商業学 科	商業科	3年	<u>494人</u>	略
略							略						
青谷高 等学校	全日制 課程	総合学 科		3年	<u>304人</u>	略	青谷高 等学校	全日制 課程	総合学 科		3年	<u>342人</u>	略
岩美高 等学校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>304人</u>	略	岩美高 等学校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>342人</u>	略
略							略						
鳥取中 央育英 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>440人</u>	略	鳥取中 央育英 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>480人</u>	略
米子東 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>840人</u>	略	米子東 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>880人</u>	略
略							略						
2 略							2 略						

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。